

2020年1月1日に発効した日米貿易協定により、米国産輸入品の関税が引き下げられました。ここでは冷凍・乾燥果実について、米国が対日輸出実績のある主な品目の関税について説明しております。詳細およびその他の品目についてはこちら <http://www.usdajapan.org/ja/usjta/> をご参照ください。

品名 日本の HS コード(税番)	基準 税率	2025 年度	2026 年度	2027 年度	最終関税率 (年度)	2024 年 米国からの 輸入額(千円)
プルーン 081320000	2.4%		無税		無税 (2019)	3,820,552
冷凍ストロベリー（加糖/無加糖） 081110100/081110200	9.6%/ 12.0%		無税		無税 (2019)	1,147,050
冷凍ラズベリー、ブラックベリー、桑の 実、ローガンベリー、カラント類、グー ズベリー（加糖/無加糖） 081120100/081120200	9.6%/ 6.0%		無税		無税 (2019)	463,783
乾燥りんご 081330000	9.0%		無税		無税 (2023)	68,060
かんきつ類の果皮（生鮮、冷凍、乾燥ま たは一時的な保存に適する処理をしたも の） 081400000	1.5%		無税		無税 (2019)	58,521
乾燥いちじく 080420090	6.0%		無税		無税 (2023)	14,631
ナッツまたは乾燥果実を混合したもの 081350090	12.0%		無税		無税 (2019)	3,687
「その他」の乾燥果実、ベリー以外 081340029	9.0%		無税		無税 (2019)	3,474
干し柿 081340022	9.0%		無税		無税 (2023)	1,436
乾燥バナナ（プランティン以外） 080390200	3.0%		無税		無税 (2019)	0

**市場概況：**日本は、加工果実に対する国内需要の 90% 近くを輸入に依存している。そのうち、冷凍および乾燥果実が占める割合はそれぞれ約 20% である。米国は日本向けの加工果実の輸出元国として第 2 位であり、レーズンやプルーンのほか、冷凍果実の多くを供給している。

お問い合わせは、アメリカ大使館 農産物貿易事務所 ([atotokyo@usda.gov](mailto:atotokyo@usda.gov)、電話：03-3224-5115) まで。